

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西都市長 押川 修一郎

市町村名 (市町村コード)	西都市 (45208)
地域名 (地域内農業集落名)	島内地区 (島内村・島内町・立野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・島内地区でシカ・イノシシが出没し、作物が被害を受け作物の収穫量が見込めず、耕作者の意欲が低下している。
- ・区画が小さく、ほ場整備が必要。
- ・農道が狭く、大型機械が入らない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を図るとともに、ほ場整備・農道拡幅等の基盤整備も検討する。また、獣被害(シカ・イノシシ)対策として、国の補助事業等を活用し、防止柵(ワイヤーメッシュ柵等)を設置し、対策を徹底する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備にかかる地元負担金等により、否定的な意見もあるが、老朽化した用排水路や農地、道路の狭さなど農業経営を行う上での課題も多くあるため、基盤整備の実現に向け、地域内での話し合いを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業ができない高齢者や土地持ち非農家等には、農作業受託組織等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①【鳥獣被害防止対策】 獣(シカ・イノシシ・サル)被害が拡大しないよう、国の補助事業等を活用し、防止柵を設置する。また、設置後は定期的な点検、メンテナンス作業を行う体制を構築する。